

重量取引が行われているバルク石油製品の重量計算に  
大気浮力補正を考慮することについて

蔵関第 518 号  
昭和 43 年 5 月 13 日  
改正 蔵関第 587 号  
昭和 61 年 6 月 6 日  
改正 蔵関第 328 号  
昭和 62 年 3 月 31 日

〔 決 定 〕

提案のとおり大気浮力補正を行うこと。

〔 C 税関提案要旨 〕

重量取引が行われているバルクの石油製品又は重量により関税が課されるバルクの石油製品の査定重量は、一般に測定容量により計算されるが、その際使用される比重が質量の比として算出されたものであるため、現実の重量と比べて、大気浮力分だけ異なっていると考えられる。

（アメリカ及びイギリスその他 ASTM - IP 系を採用している国の取引では、大気浮力補正を行つた数値を採用しているようである。）

税関の数量査定に当たつても、インボイス取引数量が ASTM - IP によつている場合の多いことから、輸入者側の希望もあり、重量計算に JIS K - 2249 付表を採用することとしたい。